

令和元年度

第1回目黒区総合教育会議

会議録

(令和元年10月15日開催)

## 令和元年度第1回目黒区総合教育会議会議録

1 開催年月日 令和元年10月15日

2 開催場所 教育委員会室

3 出席委員 目黒区長 青木英二  
教育委員会教育長 関根義孝  
教育委員会教育長職務代行者 後藤幸子  
教育委員会委員 中山ひとみ  
教育委員会委員 櫻井道雄  
教育委員会委員 笹尾敦夫  
企画経営部長 荒牧広志  
総務部長 本橋信也  
文化スポーツ部長 竹内聡子  
子育て支援部長 長崎隆彦  
教育次長 秋丸俊彦  
政策企画課長 田中健二  
子育て支援課長 篠崎省三  
放課後子ども対策課長 渡邊一  
教育政策課長（学校統合推進課長兼務） 山野井司  
学校ICT課長 今村茂範  
学校運営課長 濱下正樹  
学校施設計画課長 鹿戸健太  
教育指導課長 竹花仁志  
統括指導主事 寺尾千英  
統括指導主事 片山順也  
教育支援課長 酒井宏  
生涯学習課長 千葉富美子  
八雲中央図書館長 増田武

4 傍聴者 2名

5 議題

(1) 協議事項

- ・目黒区特別支援教育推進計画改定素案について
- ・目黒区子ども総合計画（令和2年度～令和6年度）素案について

(2) その他

- ・放課後子ども総合プランモデル事業の実施状況等について

6 会議の結果及び主要な発言  
別紙のとおり。

(午前9時30分開会)

○区長

おはようございます。

定刻となりましたので、令和では最初、第1回の総合教育会議を開催させていただきたいと思います。委員におかれましては、本区の教育行政に大変なご尽力をいただいていることに、お礼を申し上げたいと思います。

冒頭、2つ発言をさせていただきたいと思います。

まずは、先月の第3回定例会で、関根義孝教育長が議会の全会一致で任命の同意をいただきましたので、新たに私から任命をいたしました。

今まで、管理職として8つのポストを経験しています

そのうち、教育次長も含めて4つの教育委員会のポストを経験されているということですので、知見は十分あろうかと思えます。どうぞ、皆さんに一段のご協力をお願い申し上げたいと思います。

もう1点は、きょうのテーマではないですが、台風19号は今まで経験のないスーパー台風でした。私ども目黒区も、今回初めて避難勧告、警戒レベル4を発令しました。既に自主避難所3カ所を開設していましたが、目黒区政としては初めて災害対策基本法に基づき指定している避難所、大鳥中学校、菅刈小学校、東山中学校を開設いたしました。幸いにして、目黒川の溢水はありませんでしたけれども、お隣の世田谷区は大きな被害を受けられたということですので、早い復旧をお祈りしたいと思います。

過日、日曜日に危機管理会議を行いました。その時点では、区内に甚大な被害はないということですが、今後、新たに追加があるときはお伝えしたいと思います。

ラグビーが大変盛り上がっていて、スコットランドにも勝って決勝トーナメントの最初が南アフリカということで、これも勝つのではないかと思うのですが、ラグビーのポイントはスクラムだそうです。私どもの執行機関、区長部局と教育委員会がしっかりスクラムを組んで教育行政を進めていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

まず最初に、本日は傍聴の申請がありますので、許可するということが原則ですので、許可をしたいと思えます。よろしいですか。

(各委員同意)

- 区長            それでは、傍聴の方、お入りいただきしたいと思います。
- 区長            それでは、会議を進めます。  
                  まず最初に、関根教育長から自己紹介をお願いいたします。
- 教育長          教育委員会教育長の関根でございます。10月1日付で青木区長から任命いただきました。これからの任期を区長部局との連携を深めながら務めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
- 区長            ありがとうございました。  
                  それでは、ここで事務局から事務連絡がありますので、よろしくお願いしたいと思います。
- 説明者          それでは、先ほど、区長からも話があったとおり、本年度第1回目の総合教育会議ということでもございます。また、教育長も今回代わったということで、改めて、資料をつけておりますが、目黒区総合教育会議における協議・調整について説明をさせていただきたいと思っております。
- 1の基本的な考え方でございますが、総合教育会議というもの、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、より一層民意を反映した教育行政を推進していくことを趣旨として開かれている会議体ということで、こちらにつきましては、先ほど、区長からも話があったとおりでございます。根拠といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の四、地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるということで、一として、教育を行うための諸条件の整備その他地域の実情に応じた教育、学術等の重点的に講ずべき施策、二として、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じる等、緊急の場合に講ずべき措置ということで、こちらを議題に供するというようになっておまして、この中の協議、調整ということもございますが、協議については、調整を要しない場合も含めて、自由な意見交換の場ということで幅広く行われるもの、また、調整ということもございますが、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図るということでございます。

総合教育会議については、地方公共団体の長と教育委員会との間で特に必要な事項について協議・調整を行う場ということでございますので、教育委員会が所管する事務の全てを議題に供するというものではございません。また、政治的中立性の要請が高い事項、例えば教科書採択ですとか、そういったものについては基本的に協議・調整するものではございません。

緊急の場合を除いて、協議・調整の時期については、事務局と事前に調整しながら、適時適切に行ってまいりたいと存じます。

そうした視点で、今後とも総合教育会議において活発な議論等がなされるよう、よろしく願いいたします。

なお、こちらにつきましては、今後、全庁的に事務局から周知を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、目黒区総合教育会議の運営要綱を若干修正いたしましたので、後ほどご覧いただければと思います。

簡単ですが、説明は以上です。

- 区長 ただいまの事務連絡、特段よろしいでしょうか。  
それでは、事務連絡を終わります。

(議題 目黒区特別支援教育推進計画改定素案について)

- 区長 議事に入ります。  
まず最初に、目黒区特別支援教育推進計画改定素案を議題に供します。

- 説明者 (資料により説明)

- 区長 ありがとうございます。  
説明を終わります。  
それでは、ご質疑、意見要望を一括してお受けしたいと思っております。

- 委員 まず、この概要版の表面第三次の成果と課題の推進施策3のところに、小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に関する検討が課題で書かれていて、素案のたたき台をいただいていたので、それを読ませていただいたのですけれども、それが第四次のどこに反映されているかというところを教えてくださいたいことが1点。

それともう1点は、新規事業の中で、大学との連携による自立活

動の指導の充実と書いてありますけれども、これからのことだと思  
いますけれども、何か具体的なところがわかっていれば教えていた  
だきたいことが1点。

あと、もう1点は、学校経営プレゼンテーションで、よく子ども  
園、幼稚園の先生方から支援を要する園児が多いということを毎年  
聞きますけれども、恐らく就学前はサポート、就学後もサポートが  
あると思いますけれども、就園前に、何かそういったサポートなり、  
親子で面談なりがなされていて、園に入るときからのアプローチが  
あるのかというところを教えていただきたいです。

以上3点です。

○区長 3点です、よろしく申し上げます。

○説明者 3点、順次お答えいたします。

まず1点目、小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設  
置につきましては、第四次では、取組の方向Ⅱの中、ページで言い  
ますと冊子の23ページになります。23ページの上、(4)特別  
支援学級における指導・支援の充実というところで、この表16の  
一番最後ですが、小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に係  
る検討で、2年度検討いたしまして、その後、検討結果に応じて、  
また対応するというを考えてございます。

2つ目、新規事業の大学との連携につきましては、すぐその下、  
同じ23ページの17でございます。こちらは、例えば、手をつな  
ぐ親の会と教育委員会との懇談会などで、ここ最近、特別支援学級  
を選んだのだけれども、その指導の専門性について、さらに深めて  
ほしい、向上させてほしいというようなご要望をいただいております  
ので、必ずしも特別支援教育の免許を持った教員が配置されると  
は限らない特別支援学級において、専門的な見地からスーパービジ  
ョンをしていただくことを検討し、対応していこうと考えておりま  
す。

3点目につきましては、幼稚園、子ども園の就園前に、就園を予  
定されているお子様には就園されたらどのような支援が必要かと  
いうことを検討する会議がございます。詳しく保護者からのご意見、  
ご要望を伺って、教育委員会事務局の会議体で、幼稚園・こども園、  
学校運営課、教育支援課により就園後の支援を検討していく、その  
ような体制でございます。

私からは以上でございます。

○区長 よろしいですか。

続きまして、お願いいたします。

○委員 特別支援教育の取組というのはとても大事なことで、ここに書かれているインクルーシブ教育というのは、今、日本だけではなくて、世界でまさに取り組んでいかなければいけない問題だと思います。やはり、日本はそういう意味では遅れているところもあるので、ぜひ、この計画で、きちんと進めていただきたいと思います。

目黒区は、中学校における特別支援教室モデル事業で、以前に、東京都から3区市の1つとして指定され、やってきた経緯もありますから、東京都の中では、この特別支援教育については特別な取組をしてきた先進的な区だと思いますので、ぜひそれを今後とも継続して、他に模範となるような形で進めていただきたいと思います。

昨年、たしか合理的配慮に関するパンフレットをいただきましたけれども、非常によくできていると思います。ああいうものは、常に新しく、合理的配慮といっても、細かくなればなるほど、いろいろな問題が出てくると思いますので、常に更新をして、皆の意識を上げていくということが必要だと思いますので、ぜひ、大事な取り組みですので頑張ってくださいと思っています。

以上です。

○区長 激励も含めて意見要望ということですので、よろしく願います。

○委員 私はまだこの問題について、自分なりにどう判断していいのかなと迷っているところですが、インクルーシブ教育、いわゆる障害の有無にかかわらず一緒の教室で席を並べてという形だと思うのですが、目黒区のデータを見ても、それから全国的なデータを見ても、いわゆる共に学ぶ障害児の数が非常に増えてきていると同時に、特別支援教室に通う児童・生徒も増えているし、学校も増えてきている。ですから、これがどういう方向に行くのかと見ているところですが、もし、インクルーシブ教育の方向にどんどん行くとすれば、世界中で、イタリアはほとんどもうインクルーシブ教育になっている。ただ、それを見たときに何が違うのかと見ると、障害者がいる、障害児がいるクラスというのは1クラスで20人なんですね。しかも支援員がいるんです。ですから、20人のクラスに2人の指導者がいる状態。それに対して、イギリスだとかデンマークというのは逆に分離型の方向に行っている。ですから、世界中がまだ、どういう方向に行くのかということがはっきりしないところにいる状態なんです。



このときに問題なのは何かと考えたときに、何で、この障害児がこんなにも増えてきているのか、2倍以上増えてきているんです。病院に行って診断がつけられて、そうすると、そういう定義のもとで依頼が動き出す。そういうことで増えてきているのか。ただ、よくよく考えてみると、子どもというのは、昔は外で遊んでいて家に帰らないものだったんです。ところが、今は家から出ない。このあたりに、いわゆる大きな問題が潜んでいるのかと思います。そして、昔ですとうちに帰ればおじいちゃんおばあちゃんがいて、そして地域は、世話好きな人がいて、子どもを見てくれたのだけれども、今は地域が疎遠になっている。夫婦関係が非常に不安定になっている。このところで、いじめだとか、いわゆる精神的な不安定だとか、いろいろなことが出てきている。

そのときに、目黒区で非常にいいと思ったのは、実は、宿泊型の産後ケアなんです。これ、非常に大事だと思っていました。というのは、親子関係が築くところの一番基礎的なところが、今問題になっている。これは目黒区の青木区長が率先してリーダーシップをとってやっているようですけども、今、多くのいろいろなところで産後ケア事業というのを始めている。ただ、その産後ケア事業は、保健所の母子保健事業なんですけれども、そこに教育だとか、いろいろな分野の人たちが集まって、そこをサポートして、親子関係をもう一度見直すような、きちんとサポートできるような体制、これがゆくゆくは、いわゆるインクルーシブ教育だとか、それから、いじめだとか、いろんなところの大きな問題をそこにはらんでいるので、ぜひ連携してやっていただきたいというのが私の気持ちです。意見です。よろしくお願いします。

○区長 意見ということですが、非常に深い意味があります。私も、診てもらおうと、何か必ず病名がつくので、どんどん病名も多くなって、昔は、病院に行くこともなかったんで、そういうお話ももつともだと思えますけれども。貴重なご意見ということで、訪問型について、所管は今日はいないのですか。病院の入院型は宿泊型、今、既に訪問型はもう始まって、これから宿泊型はお願いすることになるということで、非常に順調に行っていると聞いております。区民と区長のまちづくり懇談会でも、今、これをテーマに、私からお話をさせていただいています。よろしいですか、所管部長もいないということなので。

○委員 私は、皆様からの、かなり突っ込んだご意見、それから要望等をお聞きしまして、このインクルーシブ教育、それから心のバリアフリー、こういった崇高な目標に向かって目黒区が一体になって動いているというのが、目黒区在住が長い私にとってはすごくありがたいことだという印象を持っております。特に地域に根差した高齢者が、こういったインクルーシブ教育、それから心のバリアフリーにどうかかわっていくかというところが、私自身、心のかなりの部分を占めております。そういう意味で、少し要望という形で意見を述べさせていただきたいと思いますが、この文書の中で、やはり地域交流、あるいは区民にどうやってインクルーシブ教育等を認知してもらい、理解を深め、それから、苦勞されております保護者の方々に、地域としてどう支援していくかというところが、若干読みづらい。読みづらいと言っている意味は、やはり高齢者には、もう少しくだけた表現等があったらいいのではないかという要望でございます。

例えば、心のバリアフリーの推進というのが、A3版の裏面のほうに出ておりますけれども、この中で、保護者・区民への理解啓発という形になっておりますが、まず学校の近隣の地域住民からスタートし、それが区民全体に広がっていくよう地域住民の理解啓発を進める施策をもう少し具体的に、しかも高齢者にわかりやすいように工夫して、周知徹底を図っていただきたいというのが1つでございます。

ちなみに、私の卑近な例でございますが、先日、中学校の連合体育大会がございました。このときに、八中の校長先生が私と路上で出会ったときに、実は、連合体育大会にE組の生徒が参加しますということを非常に熱意を持って話された。これは、私も聞いたときにもものすごく感動いたしました。実際応援に行ってみて、誰がその該当者だったのかというのは正直言って、ちょっと遠方からで見づらかったんですけれども、そういった周知徹底といえますか、そういったインクルーシブ教育を実践されている先生方の努力というのが、もう少し我々周辺にも伝わってもいいのではないかと。これはなかなか大変ではありますけれども、そういった努力も、皆様のご協力で、ぜひ進めていただきたいというのが私の希望でございます。これは要望ということでお聞きいただけたらと思います。

以上です。

○区長 意見要望ということで、インクルーシブという言葉も、ほかの言

葉も含めて、わかりやすい表現ということと思います。

意見要望ということなので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長から、お願ひします。

○教育長

この特別支援教育推進計画も第四次ということで、そのときどきの課題を捉えて改定を重ねてきていると思ひます。この場では、特別支援教育推進のための留意点、この計画内容に沿って大きく3点触れてみたいと思ひます。自分自身で確認する意味も込めてということですが、

まず、1点目ですが、サブタイトルに「心のバリアフリーを目指して」とあります。担当課長に聞いたところでは、この心のバリアフリーという言葉、保護者の方とのいろいろな会合で、しばしば出てくる言葉ということで、保護者の思ひに致して、今回この言葉を採用したということです。支援教育を進めていくために保護者の思ひに適切に寄り添っていくというのが根幹だと思ひますので、そういう認識は持ち続けていきたいと思ひます。

2点目ですが、5ページから8ページまで、推進施策の記述で、これまでの取組と成果と今後の課題について記してあります。計画ですから、課題設定とその解決というのが真ん中の話ではありませんが、今後の課題、解決していくためには、これまでの取組の到達点を保護者、関係者との間で絶えず確認しながら進めることが肝要だと思ひますので、確認しておきたいと思ひます。

最後3点目ですが、15ページから27ページまで、各推進事業の記述がありまして、所管名が記されています。教育委員会の学校教育関係の各課のほか、障害福祉課、子育て支援課といった課が記されているように、区長部局の協力が必要です。この場を通じて改めてお願ひをしたいと思ひます。

私からは以上です。

○区長

意見要望ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、私から2つ伺いたいんですが、1つは、心のバリアフリーです。今、中央体育館では物理的なバリアフリーというのを進めているので非常にわかりやすいんですが、1期、2期、3期で、心のバリアフリーの実例、差し支えない範囲で、こういうことが心のバリアフリーとして共通認識されていますよというものがあれば、お聞かせをいただきたいのと、さっきも出ていた、23ページの大学との連携というのは、具体的な大学のイメージというのが何かあ

るのでしょうか。例えば、何とか大学とかいうのはあるのでしょうか。これは質問として伺います。

○説明者　まず1点目、心のバリアフリーの実例でございますが、この説明といたしましては、冊子の30ページの用語解説のところ、さまざまな心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支え合うことと書いてございます。具体的な実例といたしまして、例えば、保護者のお話ですとか、学校からのお話を伺いますと、各学校で、同じクラスの中で、障害のないお子様や、その保護者の方々が自然と受け入れているということ、それが、障害のあるお子様の保護者やそのご本人が最も望んでいることと伺っております。

それから2点目、大学との連携の、その大学の具体的なイメージは、今のところ、ございません。

私からは以上でございます。

○区長　一巡しましたが、よろしいですか。

さまざまなご意見、ご要望、ご質疑もいただきました。こういったことを踏まえて改定素案については引き続き進めていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、特別支援教育推進計画改定素案については終わります。

(議題 目黒区子ども総合計画(令和2年度～令和6年度)素案について)

○区長　続きます、目黒区子ども総合計画(令和2年度～令和6年度)素案についてを議題に供します。

説明を受けます。

○説明者　(資料により説明)

○区長　説明を終わります。それでは、先ほど同様に、意見、要望、ご質疑、一括お受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員　この目黒区子ども総合計画は、大きなプランと思いますが、先ほどの委員のお話からもありましたが、やはり、子どもの原点というのは家庭だと思えます。なので、まずは家庭へのサポートというところがどうしても必要になってくる時代ではないかと思えます。私も、両親も離れていますし、核家族で、そんな地域と深いかわりがあるわけではない中で、やはり、育児に追い込まれるとい

う時間は多々ありました。その時にやはり、誰かが訪問してくれたりとか、それが良いのか悪いのかわからないですけれども、そういった何かサポート体制が目に見える形であったら、また少し違った育児ができたのではないかと思うこともありますので、そのあたりのお願いが1点。

あと、もう1点は、ここに書かれているのかどうか、まだ読み込んでいないのでわからないのですけれども、不登校に関するサポートをお願いしたい。いじめについては書かれているのですけれども、やはり、学校に通わせている親としては、学校だけが教育の全てではないとは思いますが、やはり学校に行ってほしいと、ほとんどの親は思うのではないかと思います。そこがなかなかうまくいかないというところで悩む保護者の話を私は聞いていますので、その辺がこの計画の中に入っているかどうか、わからないのですけれども、その辺もぜひ踏み込んだ形で計画に落とし込んでいただければと思います。

以上、2点です。

○区長 1点目はご要望ということで、2点目は不登校について、具体的に記載されているというのがあれば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○説明者 冊子で申しますと97ページをお開きいただきたいと存じます。この部分は学校教育の振興という部分でございますが、その中の継続事業といたしまして、長期欠席児童・生徒への学習支援というのが表の下から2つ目のところがございます。めぐろ学校サポートセンターにあります学習支援教室めぐろエミール、そこでのeラーニング学習支援事業など、取り組むということで掲載しております。これは再掲の部分でございますが、最初に登場するのが39ページ、子どもの権利を尊重する、(1)子どもの権利の尊重の中の41ページ、表の下から2つ目、長期欠席児童・生徒への学習支援というところが最初に登場して、それが、先ほどの97ページで再掲されるというような書き振りでございます。そのほか、その下の教育相談、それから、いじめのところが登場するんですけれども、52ページのスクールカウンセラーの区立学校への派遣、そういった事業で取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。

○区長 ありがとうございます。

○委員 非常に立派な総合計画をおつくりいただいてありがとうございます。

す。子どもに関する課がいろいろとかかわっているということで、子育て支援課が中心として、それから、教育委員会の事務局も、生涯学習課なり、教育政策課、いろいろとたくさんの課がかかわっているのです。これを今度、令和2年度から実行して5年間の計画になりますが、見直しのときというのも、常にいろいろな課が共同して見直しに当たっていくのかということ、ひとつ教えていただきたい。もちろんつくるときも、いろんな課が共同してつくられたと思うのですけれども、見直しに当たっても、あるいは点検に当たっても、このかかわっているいろいろな課が共同してやっていくのかというのを教えていただきたいというのが1点、あと、5年という、非常に長いスパンでの計画なので、中間地点で何か見直しとかそういうのも考えられているのか、教えていただきたいと思います。

○説明者　まず1点目でございますが、政策決定会議の下に、長期計画の担当者会議といいまして、子ども・青少年担当者会議というのが設置されていて、そこに関係所管が加わります。その中で、計画の進行管理を行っているところでございます。

計画のほうの本体の4ページの4の計画の推進体制でございます、こちらのほうに、子ども・青少年担当者会議において、進捗管理や部局間の連携・調整と書いてございます。それから毎年度、計画に掲げた施策とか事業の進行管理をしていく中で、その達成度を評価し、子ども施策推進会議に報告しまして、そこでいただいた意見などを踏まえて、またフィードバックして、各所管が事業の進行に生かすというような取組をしてございます。

それから、2点目でございますけれども、計画期間5年ということでございます、これは、その期間の途中で、例えば、いろいろな社会状況の変化とか、大きなものがあれば、毎年度PDCAの評価をしてございますので、現行計画の改定が必要だということであれば、改定していくといったところでございます。

以上でございます。

○区長

よろしいですか。

○委員

この子ども総合計画という基本目標が6つあって、子どもの権利を尊重するとか、子どもの健やかな成長・発達を支える、家庭で大切にされるとあります。これの全く真逆が、いわゆる虐待だと思っておりますけれども、目黒区、虐待というと、すぐキーワードで、インターネットでワアッと出てくるような状態になっていて、この虐待をどうやって防止できるかということが非常に大切ななとは思

ています。これが最低条件かなと思っっているんですけども、先ほどお話ししたように、いわゆる母子関係が最初に形成されるというか、乳幼児期の母子に対するサポートを十分にすることと、もう一つは、差別偏見をどうやってなくすかということだと思っんです。

これから外国の人たちがたくさん入ってきて、その人たちの子どもが小学校に来ます。そのときに、差別偏見に対してどのように対応するか。世田谷区の調査では、障害者が「差別や偏見を感じたことがあるか」ということに対し、「少しある」を含めると約40%の人が差別や偏見を感じたとしている。また、別の調査では、「何らかの障害のある人を前にした時どのように感じるか」ということに対し、日本では約60%の人が「意識する」とするのに対し、アメリカでは約10%となっている。小学校にいろいろな国の人たちが入っってくる中で、そのような状況をどう改善していくのか、そこを、やはり、いわゆる教育だけではなくて、考えていく必要があると思っっています。

それから、もう一つは、虐待というと、児童虐待は、目黒区の窓口という子ども家庭支援センター。障害者の虐待の窓口はどこかというと、障害者の虐待防止センターになっている。高齢者虐待は窓口はどこかというと、地域包括支援センターなんです。いわゆる一般の住民から見たときに、虐待という1つのテーマにもかかわらず、いわゆる高齢者、それから障害者、児童によって、窓口がおのおの違うんです。これは、いわゆる虐待という1つの窓口で、連携し合ってやるような、そういうシステムが必要ではないかと思っます。何かあっったときに、すぐにどこかわかるようなところに対応する。そしてそれを連携していく。窓口が3つもあって、どこに連絡していいかわからないような状況です。これをぜひ、例えば、虐待防止センターというふうに1つのところでやっていく。法律で、障害者については障害者虐待防止センターというのをつくらなくてはいけないとなっているのならば、そういうところに吸収してもいいし、連携のもとでやっていただきたいと思っっています。

以上です。

○区長

ありがとうございます。意見要望ということで、よろしいでしょうか。今、委員からあっった、差別ということ、私どもも、人権意識調査をやったら、性による差別というのは思っった以上にあっったという結果が出ていますので、そういったことを踏まえて、私どもは、

条例改正をこれから進めていくということにもなっておりますので、ご意見をいただければと思います。

○委員

私は、先ほどと同じように、要望という形で2点ほどお願いしたいと思います。

基本は、やはり地域の問題を、私としては基本に据えて意見を述べさせていただきたいと思うのですが、基本目標の(5)に、子どもが地域で育つというのが掲げられておりました。この文章を読みまして、非常に私自身にとっては耳が痛い。自分がこういうものに関して、こういう文章は恐らく書けないだろう。非常に高い目標を持っておられる。こういう文章が出てくるというのは、これも目黒区の一つの先進的なところではないかと思います。この下のほうの文章の中で、地域のあらゆる住民が支え手と受け手に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことのできる地域共生社会の実現に向けていろいろ取り組んでいく。まさに、この考え方が、我々自身にちょっと欠けている部分ではないかと思います。くれない族という言葉があるようなのです。お役所がやってくれないという受け手の考え方。住民には、我々も含めて、まだいるということからすると、子どもたちが地域で育つということに対する地域住民の考え方が千差万別である。これを何とかまとめていくような、一つ同じような方向を向くような形に持っていけないかというのが私の希望です。今、委員が言われたようなことも1つの方向ではないかと思うのですが、ぜひ、子どもが地域で育つところを実践したい。私自身も、いつまでも受け手にあってはいけないということで、何らかの形で関与したいと思います。これが1つです。

次は、意見、4人の委員の最後ということもあるものですから。私は、こういった文章を読むとき、最後の用語の解説、これを、まず最初に読むということ、長文の文章を読むときの1つのパターンにしているんです。なぜ、用語解説を読むかというと、これは一つ一つの言葉が非常に簡潔に述べられていますので、これが非常にわかりやすいということです。ぜひ、この用語解説を充実させていただきたいというのが、私の1つの希望です。この100ページ以上にのぼる、子ども総合計画を、先ほど言った、子どもが地域で育つという意味では、地域住民みんなが、この100何ページを全て理解するというのを期待する、それ以前の段階で、この用語を非常にわかりやすくまとめていただくということによって、ひょっとした



ら、お年寄りの中にこういった用語の部分だけをさっと眺めて、ああ、この全体の文章は、こういう基本姿勢で書かれているんだというのが理解できるのではないかと、そういう期待があるものですから、これは要望として、ぜひこの用語解説を充実していただきたいというのがあります。

それで、今回の子ども総合計画の用語解説のところを見たんですけども、これは残念ながら自己紹介がない。要は、教育委員会のことが、この用語の中に載っていないわけです。これを、先ほどの計画の推進体制の文章に目をやりますと、これやはり、まだ具体的にはなっていないので、その推進体制が具体的になった時点で区民の皆さんに公表しますということになっておりますけれども、やはり用語の中に、こういった問題をどこの部署が扱っているのかというのを示す意味でも、ぜひ教育委員会について何らかの記述が必要なのではないか。担当部署、あるいは教育委員というのはどういう役割なのかというのを簡潔に書いていただくことを、これも要望として付け加えたいと思います。

以上です。

○区長 大きく2点要望が出ましたので、対応できるものはよろしく願いしたいと思います。

教育長からお願いいたします。

○教育長 私からは、この子ども総合計画、教育委員会が所管する事業が相当数挙がっておりますので、教育委員会としても、十分に当事者意識を持って、この改定に当たっているところです。私から、シンプルな質問が1つだけなんですけれども、この鑑の資料にも冒頭、目黒区子ども条例に基づきとあって、計画本文にも、子ども条例を引いた記述が散見されるんですけれども、この巻末に子ども条例の全文を載せることは考えないのかということです。例えば、男女平等共同参画推進計画の巻末には、男女が平等に共同参画する社会づくり条例、この全文が載ってまして、そのことによって、区の施策、取り組みの全体像と計画の位置づけ、これがわかりやすくなっているように思うんですけれども、どうでしょうか。

以上です。

○説明者 教育長がおっしゃるとおり、やはり、この計画自体が子ども条例に基づく計画でございますので、子ども条例については、きちんと計画案の段階では載せてまいりたいと思います。

以上でございます。

○区長

それでは、ちょっと私から発言をさせていただきたいのですが、横使いの3のポイントということで、全て重要です。優劣ないわけですが、特に今、先ほどの委員からもお話があった本当に残念な事案、今、裁判もずっとされています。もちろん、私、テレビでしか見ていないので、全部裁判を見ているわけではない。なかなか行政に関したことがほとんど出てきていないという感じを非常に強くしています。そういった中で、ここにも書いてある区立児童相談所設置というのは、平成28年に児童福祉法の改正で、今、私どももできるということで、既に世田谷区、江戸川区、それから荒川区も、もうオーケーが出たんですが、3区が先行して行うということです。今、私ども、大きな課題として、やはり場所の問題で、400坪ぐらい要するというのと、あとは、児童相談所、一時保護所、それから児童福祉審議会も設置なので、本区でいうと80名を超える職員体制が必要です。この間、たまたま世田谷区の区長さんとお話をして、世田谷区も、うちより人口規模が多いので100名を超える状態だということです。やはり一番大きい問題としては財源があります。財源をどうするのかというのは非常に大きな課題で、今、企画経営部長が中心になって都とやりとりをしています。なかなか、それぞれの立場があって進んでいませんが、これから児童相談所をどういうふうにしていくかというのは大きな課題だと思っています。

それから、いじめの問題についても、人権侵害であってはいけない問題ですので、これは特に学校の中というのは大きな課題ですので、これは教育委員会と私どもが、しっかり力を合わせてやっていく必要があると思います。

それから、多様な保育の充実で、今、私ども、令和3年度まで3,518人の待機児童対策ということで、所管の努力もあって、令和2年度には待機児ゼロが達成ができそうですけれども、引き続き一定数の保育園の整備が必要だということで、対応しているところでございます。

それから、学童保育クラブの整備、この後、報告があるんですが、やはり放課後子ども総合プランとある意味でセットになるんですが、次の大きな課題として、ここをどうしていくかというのは、大きな、課題と私としては感じているところです。全部大事ですけれども、若干発言を今させていただきました。これも含めてしっかりとした対応を目黒区としてもやっていかなければいけないと思っ

ておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま、いろいろご意見も伺いましたので、この目黒区子ども総合計画については、やれる対応は幾つかあるようですので、それも含めてご意見を踏まえながら進めていきたいと思ひます。

目黒区子ども総合計画の質疑を終わります。

続きまして、その他に入ります。

(議題 放課後子ども総合プランモデル事業の実施状況等について)

○区長 放課後子ども総合プランモデル事業の実施状況等についてを議題にいたします。

○説明者 (資料により説明)

○区長 ありがとうございます。説明を終わります。

それでは、ご質疑、意見要望をいただければと思ひます。

○委員 1点だけ確認なんですけれども、学校側から何かトラブルがあったとか、ちょっと困ったとか、そういったところのものが上がっていたら、そこだけ教えてください。

○区長 具体的にありますか。

○説明者 4月当初は、学校のほうも、特に我々のほうも、事業については、初めての経験ということもございました。あと、子どもも初めて体育館を使ったりということもございましたので、トラブルは多かった、怪我也多かったという状況でございましたけれども、そういったことも、学校とも連携をとって、情報共有を行っていることで、特段、学校からは、こうしてほしい、ああしてほしいというご意見は頂戴していない状況でございます。

以上です。

○区長 よろしいですか。

ほかに、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。私から発言をさせていただきたいのですが、この事業実施は、子育て支援部、区長部局になります。実際、実施しているのは教育委員会の所管する学校ということになります。詳細を言えば、区長部局、教育委員会、それから学校と、今三者ということになります。私ども、よく教育委員会との連携というように

言っているんですが、この事業というのは、まさに、私どもの区長部局と教育委員会と学校の、この三者の連携が問われることかと思えます。区長部局としても、進める立場ですので、教育委員会のご協力もいただきながら、ここにも書いてある、学校の負担があってはいけないので、その辺も十分配慮しながら、しっかり進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、放課後子ども総合プランモデル事業の実施状況についてを終わります。今いただいたご意見等も踏まえて進めていきたいと思えます。

その他に入ります。事務局から何かありましたら、よろしくお願ひ申し上げます。

(議題 その他)

○説明者 私のほうから2点ほど。1点は、資料のほう、一番下のほうに、令和2年度行財政運営基本方針というものがあろうかと思えます。こちらのほうでございますが、令和2年度の目黒区の予算編成に当たっての基本的な方針となりますので、教育施策についても4ページに記載がございます。詳細は、後ほどご覧いただければと思えます。今日は、本当に貴重なご意見、ありがとうございました。本日出席していない部局へのご意見につきましては、事務局のほうから、しっかりと伝えて適切な対応を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○区長 今お話があった、この行財政運営基本方針ですが、今、3ページ目から5ページ目にかけて、来年度の私どもの重要課題を5つ記載してございますので、全部重要ですけれども、こういった点にもぜひお目通しをいただきたいと思えます。

それでは、本日の議題は全てこれで終了いたしましたので、本日の総合教育会議を閉じたいと思えます。ありがとうございました。

(午前10時45分閉会)